別表十二(九)
「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十二(九)　平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称		1	
積立期間		2	昭・平・平　・　・
当期積立額		3	円
積立限度額の計算	当期末の解体費用見積額	4	
	累積限度基準額 (4)×90/100	5	
	前期以前積立合計額の計算：前期以前の損金算入額の合計額（前期以前の(23)の合計）	6	
	前期以前積立合計額の計算：前期以前の積立限度超過額の合計額（前期以前の(11)の合計）	7	
	前期以前積立合計額の計算：前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	8	
	前期以前積立合計額の計算：計 (6)＋(7)－(8)	9	
	積立限度額 ((5)－((9)×90/100))×当期の月数/当期以後の積立期間の月数	10	
積立限度超過額 (3)－(10)		11	
累積限度超過額の計算	累積限度基準額 (5)	12	
	前期以前の損金算入額の合計額（前期以前の(23)の合計）	13	
	益金算入額の合計額	14	
	前期以前の累積限度超過額の合計額（前期末までの(17)の合計）	15	
	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13)－(14)－(15)	16	
	当期累積限度超過額 (16)－(12)	17	

翌期繰越額の計算	期首原子力発電施設解体準備金の金額	18	円
	当期益金算入額：解体費用を支出した場合の益金算入額	19	
	当期益金算入額：累積限度超過額 (17)	20	
	当期益金算入額：その他の場合による益金算入額	21	
	当期益金算入額：計 (19)＋(20)＋(21)	22	
	当期積立額のうち損金算入額 (3)－(11)	23	
	期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18)－(22)＋(23)	24	
貸借	貸借対照表に計上されている原子力発電施設解体準備金	25	
差額の明細	当期分：当期に生じた差額の合計額 (11)＋(27)	28	
	前期以前分：前期末における差額（前期の(26)）	29	

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の54第１項」※１又は「第68条の54第８項」※２
② 「区分番号」欄：「10196」
③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※１　※２に該当するもの以外
※２　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

法　0301－1209